

ツキノワグマ管理事業実施計画書

| | |
|---------------------------------|--------|
| 令和4年度ツキノワグマ管理事業実績報告書(県実施分)..... | p3~6 |
| 令和6年度ツキノワグマ管理事業実施計画書(県実施分)..... | p7~10 |
| 令和4年度ツキノワグマ管理事業実績報告書(市町村分)..... | p11~28 |
| 令和5年度ツキノワグマ管理事業実施計画書(市町村分)..... | p29~46 |

令和5年8月

宮城県環境生活部自然保護課



令和4年度

ツキノワグマ管理事業実績報告書(県実施分)

令和5年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和4年度ツキノワグマ管理事業実施計画の実績と評価

宮城県

| R4計画 | R4実績 | 評価 |
|---|---|---|
| <p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導を行う。</p> <p>(2) 被害防止資材設置に活用できる補助事業をホームページや各種関連会議等で周知し、実施を支援する。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供を行う。Googleマップを利用して出没位置の可視化を行う。</p> <p>(4) 農林業者に対し電気柵設置や設置後の適切な管理について指導を行う。</p> <p>(5) 県内を5地域に区分し、そのうち1地域についてカメラトラップによるツキノワグマの個体数推定を行うとともに、他の4地域については過去の推定個体数、捕獲数と自然増加率から個体数を算出し、県全体の個体数を推定する。</p> <p>(6) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。</p> | <p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金により、22事業実施主体における有害捕獲活動、わなの購入及び侵入防止柵の設置等を補助した。(仙台市、気仙沼市、白石市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、宮谷市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、大和町、大郷町、大衡町、色麻町、加美町、南三陸町)</p> <p>(2) 剥皮防護資材設置の支援実績は無かったが、剥ぎ被害の情報収集や森林所有者への相談対応を行った。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページ上での情報提供を行った。Googleマップを利用して出没位置の可視化を行い、出没位置の一覧表と併せてホームページ上で公開した(令和4年度出没情報ページの閲覧数369,453回(R4.4.1~R5.7.14))</p> <p>(4) 農業被害地等において、電気柵等の被害対策について指導を行った。</p> <p>(5) 県内2箇所(栗原市及び大崎市)で合計50台のカメラトラップを設置し、県内のツキノワグマ個体数推定を行った。(令和4年度未推定個体数3,542頭(95%信頼区間2,281~5,463))</p> <p>(6) 委譲希望はなかった。</p> | <p>農山漁村なりわい課 農作物被害の軽減に向け、引き継ぎ交付金の活用により、被害防止体制整備や対策等について支援する。</p> <p>森林整備課 ・引き継ぎ、情報収集や補助事業の活用について周知を図り、被害対策を支援していく。</p> <p>【自然保護課】 閲覧回数も多く、一般県民の関心も高いので、引き続き情報提供を行っていく。</p> <p>【自然保護課】 捕獲は被害対策で防ぎきれない場合のやむを得ない手段であり、継続して指導していく。</p> <p>【自然保護課】 当該調査結果及び委員会での審議結果を基に、次期ツキノワグマ管理計画の基礎データとし</p> <p>【自然保護課】 今後希望する市町村と調整を行いながら、移</p> |
| <p>2 個体数管理</p> <p>(1) 県内のツキノワグマ捕獲状況を毎月管理し、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲上限数(470頭)に達した場合や達するおそれがある場合、個体数水準を維持するための狩猟自粛要請について検討する。</p> | <p>2 個体数管理</p> <p>(1) 県内のクマ出没情報をgoogleマップで地図化すると共に、平成21年度以降の人身被害位置図と併せてホームページ上で公開した。 ・県内出没件数:549件 ・人身被害件数:5件(7人) ・捕獲頭数:137頭(うち錯誤捕獲件数79頭)</p> | <p>【自然保護課】 今後も各種データを蓄積していくと共に、出没情報や人身被害情報の周知・広報に努めていく。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) 針広混交林化や広葉樹林化など多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援するため、活用できる補助事業の周知及び実施を支援する。</p> <p>(3) 生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握するための基礎資料として、樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査する。</p> | <p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業等により研修会を開催し、環境整備の重要性を周知しながら対策の推進を図った。</p> <p>(2) ・各種補助事業により、間伐や更新伐を支援し、針葉樹人工林の広葉樹導入を促し、多様性に富んだ森林環境の造成を進めた。</p> <p>(3) 東北森林管理局によるブナの結実予測は凶作であった(豊作・並作・凶作・大凶作の4段階)。 県独自にブナとミズナラの豊凶調査を実施し、結果結果はブナ、ミズナラとも並作であった(豊作・並作・凶作の3段階)。</p> | <p>農山漁村なりわい課 環境整備の推進に ついて、引き続き地 域の取組を支援す る。 森林整備課</p> <p>【自然保護課】 県独自のツキノワグマ 出没予測が可能となるよ う、引き続き調査を継続 していく。</p> |
| <p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 20市町村) ※ R3.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>(4) 森林所有者等に対しスギ等壮齡木の皮剥ぎ被害及びその対策の情報提供を行う。</p> | <p>4 その他</p> <p>(1) ツキノワグマを対象鳥獣とする11市町における計画の更新を支援した。 (仙台市、気仙沼市、白石市、名取市、登米市、栗原市、富谷市、柴田町、松島町、大和町、加美町)</p> <p>(2) 被害対策に係る知識及び技術の取得を目的とする、県・市町村担当者を対象とした農林水産省主催の研修に参加。(6/21、18名参加)</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 部会及び検討・評価委員会を各1回開催し、県及び該当市町村の事業実施計画等について検証を行った。</p> <p>(4) 県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、随時被害防止技術の情報提供を行った。</p> | <p>農山漁村なりわい課 適正な計画内容とな るよう、引き続き計画 の作成及び変更を支 援する。 農山漁村なりわい課 各地域において効果 的な被害対策が推 進されるよう研修会を 開催するほか、引き 続き国主催の研修へ の参加を促す。</p> <p>【自然保護課】 特定計画の実施状況 を検討・評価するため、 今後も継続して開催す る。</p> <p>林業振興課 森林所有者等に対し 引き続き、被害防止 技術等について情報 提供していく。</p> |
| <p>4 その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 20市町村) ※ R3.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>(4) 森林所有者等に対しスギ等壮齡木の皮剥ぎ被害及びその対策の情報提供を行う。</p> | <p>4 その他</p> <p>(1) ツキノワグマを対象鳥獣とする11市町における計画の更新を支援した。 (仙台市、気仙沼市、白石市、名取市、登米市、栗原市、富谷市、柴田町、松島町、大和町、加美町)</p> <p>(2) 被害対策に係る知識及び技術の取得を目的とする、県・市町村担当者を対象とした農林水産省主催の研修に参加。(6/21、18名参加)</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 部会及び検討・評価委員会を各1回開催し、県及び該当市町村の事業実施計画等について検証を行った。</p> <p>(4) 県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、随時被害防止技術の情報提供を行った。</p> | <p>農山漁村なりわい課 適正な計画内容とな るよう、引き続き計画 の作成及び変更を支 援する。 農山漁村なりわい課 各地域において効果 的な被害対策が推 進されるよう研修会を 開催するほか、引き 続き国主催の研修へ の参加を促す。</p> <p>【自然保護課】 特定計画の実施状況 を検討・評価するため、 今後も継続して開催す る。</p> <p>林業振興課 森林所有者等に対し 引き続き、被害防止 技術等について情報 提供していく。</p> |

令和6年度

ツキノワグマ管理事業実施計画書(県実施分)

令和5年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和6年度ツキノワグマ管理事業実施計画(案)

宮城県

※赤字はR5計画からの変更箇所

| R5計画 | R6計画 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導を行う。</p> <p>(2) 被害防止資材設置に活用できる補助事業をホームページや各種関連会議等で周知し、実施を支援する。</p> <p>(3) 出没位置及び人身被害の情報収集及びホームページでの情報提供を行う。 Googleマップを利用した出没位置の可視化を行う。</p> <p>(4) 農林業者に対し電気柵設置や設置後の適切な管理について指導を行う。</p> <p>(5) 県内を5地域に区分し、そのうち1地域(仙台市及び大和町)についてカメトラップによるツキノワグマの個体数推定を行うとともに、他の4地域については過去の推定個体数、捕獲数と自然増加率から個体数を算出し、県全体の個体数を推定する。</p> <p>(6) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。</p> | <p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導を行う。</p> <p>(2) 被害防止資材設置に活用できる補助事業をホームページや各種関連会議等で周知し、実施を支援する。</p> <p>(3) 出没位置及び人身被害の情報収集及びホームページでの情報提供を行う。 Googleマップを利用した出没位置の可視化を行う。</p> <p>(4) 農林業者に対し電気柵設置や設置後の適切な管理について指導を行う。</p> <p>(5) 県内を5地域に区分し、そのうち1地域(気仙沼地域)についてカメトラップによるツキノワグマの個体数推定を行うとともに、他の4地域については過去の推定個体数、捕獲数と自然増加率から個体数を算出し、県全体の個体数を推定する。</p> <p>(6) 緊急時の捕獲許可権限の移譲を希望し、かつ、体制の整っている市町村へ許可権限移譲を進める。</p> | <p>農山漁村なりわい課</p> <p>森林整備課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> |
| <p>2 個体数管理</p> <p>(1) 県内のツキノワグマ捕獲状況を毎月管理し、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲上限数(470頭)に達した場合や達するおそれがある場合、個体数水準を維持するための狩猟自粛要請について検討する。</p> | <p>2 個体数管理</p> <p>(1) 県内のツキノワグマ捕獲状況を毎月管理し、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲上限数(470頭)に達した場合や達するおそれがある場合、個体数水準を維持するための狩猟自粛要請について検討する。</p> | <p>自然保護課</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) 針広混交林化や広葉樹林化など多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援するため、活用できる補助事業の周知及び実施を支援する。</p> <p>(3) 生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握するための基礎資料として、樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査し、結果を基に出没傾向の予測を行う。</p> | <p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) 針広混交林化や広葉樹林化など多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援するため、活用できる補助事業の周知及び実施を支援する。</p> <p>(3) 生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握するための基礎資料として、樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査し、結果を基に出没傾向の予測を行う。</p> <p><u>錯誤捕獲の防止に向け、錯誤捕獲防止機能付き罠を用いた試験実証事業を行うほか、市町村等を対象とした研修会を行う。</u></p> | <p>農山漁村なりわい課</p> <p>森林整備課</p> <p>自然保護課</p> |
| <p>4 その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 22市町村) ※ R4.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>(4) 森林所有者等に対しスギ等壮齢木の皮剥ぎ被害及びその対策の情報提供を行う。</p> | <p>4 その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 22市町村) ※ R5.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>(4) 森林所有者等に対し、スギ等壮齢木の皮剥ぎ被害やその対策について随時情報提供を行う。</p> | <p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>林業振興課</p> |